

家畜衛生とかち

令和元年5月発行
北海道十勝家畜保健衛生所

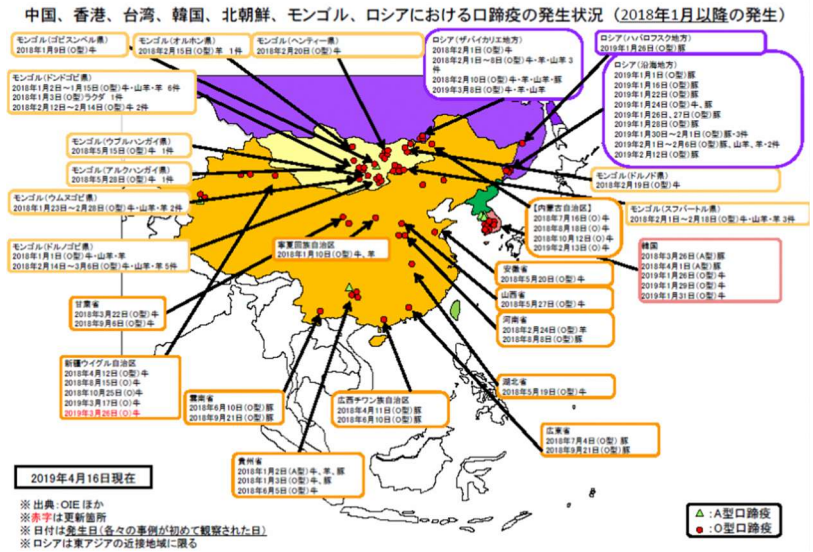
ホームページアドレス：<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/top.htm>

悪性伝染病の発生について

〈口蹄疫〉

海外では口蹄疫の発生が続いています。アジア近隣諸国では中国で2019年2月以降に牛飼育農場で3件、韓国でも2019年1月に牛飼育農場で3件発生しており、日本国内へのウイルス侵入リスクは以前高い状況にあります。

関係者以外の立入制限や消毒体制の維持など飼養衛生管理基準の再徹底並びに初動対応の再確認を行い、引き続き本病の侵入防止対策に努めていただくようお願いします。万が一、本病の特定症状を発見した場合には、早期通報をお願いします。



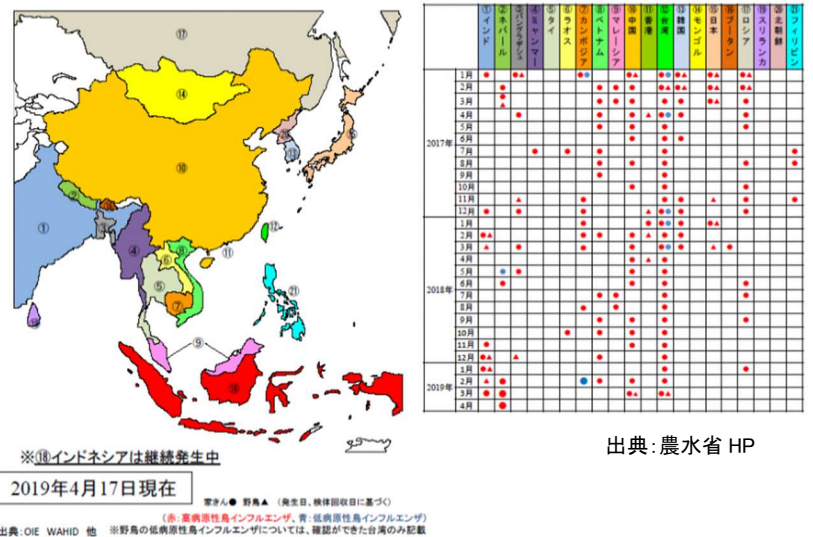
出典: 農水省 HP

〈高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ〉

日本国内で2019年3月に野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス(H7N7 亜型)が検出されました。高病原性鳥インフルエンザについては、2018年1月以降国内での発生はありませんが、中国や東南アジアでは2019年以降も発生が報告されています。

また、近年周辺諸国からの観光客が不正に持ち込んだ鳥肉製品から鳥インフルエンザウイルス等も検出されています。家きん飼養農場においては、引き続き、人や野生動物を介した農場へのウイルス侵入防止のため、飼養衛生管理基準の遵守の継続をお願いします。万が一、異常家きんを発見した場合は早期通報をお願いします。

アジアにおける高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況



出典: 農水省 HP

海外における発生状況は下記の農林水産省ホームページをご覧ください。

(口蹄疫)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmnd/

(鳥インフルエンザ)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

監視伝染病発生状況(平成 31 年1月~4月)

〈法定伝染病〉

病名	畜種	北海道		十勝		
		戸数	頭数	戸数	頭数	発生市町村
ヨ一ネ病	牛	76	255	31	93	音更町、士幌町、清水町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、浦幌町
	めん羊	1	2	1	2	池田町

〈届出伝染病〉

病名	畜種	北海道		十勝		
		戸数	頭数	戸数 (と畜場)	頭数 (と畜場)	発生市町村
牛ウイルス性下痢・ 粘膜病	牛	27	44	9	19	士幌町、上士幌町、新得町、 清水町、大樹町、浦幌町
牛ウイルス性下痢・ 粘膜病(疑症)	牛	1	5	1	5	広尾町
牛伝染性鼻気管炎	牛	3	11	2	7	士幌町、池田町
牛白血病	牛	108	239	13 (2)	61 (41)	音更町、上士幌町、鹿追町、 清水町、池田町、足寄町、帯広市
破傷風	牛	1	1	0	0	
気腫疽(疑症)	牛	1	1	0	0	
サルモネラ症	牛	3	12	0	0	
馬鼻肺炎	馬	9	10	0	0	
豚丹毒	豚	6	31	1 (1)	2 (2)	帯広市
豚流行性下痢	豚	1	129	0	0	

※平成 31 年 4 月末日現在

※()内はと畜場発生数、数は内数

豚コレラについて

昨年9月、岐阜県において国内では 26 年ぶりとなる豚コレラが発生しました。その後、愛知県、長野県、大阪府、滋賀県においても発生が確認され、5月 28 日時点で、5府県 24 事例(防疫措置対象:51 農場、3 と場、98,391 頭)の発生が確認されています。

また、岐阜県、愛知県内の野生いのししの検査では、継続してウイルスに感染した個体が確認されており、5月 27 日時点で岐阜県では検査頭数 1,181 頭中 450 頭陽性、愛知県では 315 頭中 18 頭陽性となっています。

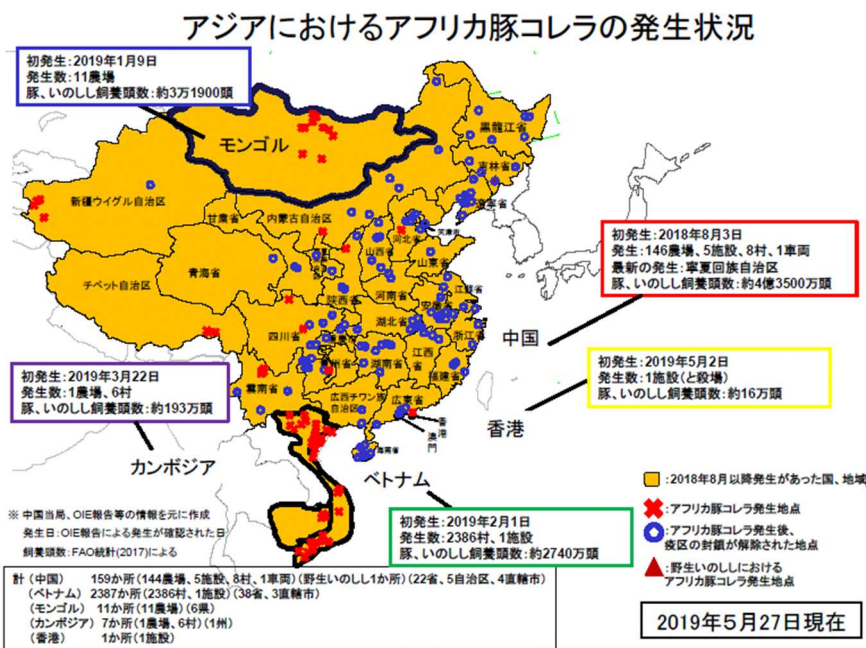
道内への侵入防止及び飼養豚への感染防止のため、飼養衛生管理基準の遵守の継続をお願いします。

アフリカ豚コレラについて

昨年8月、中国において初となるアフリカ豚コレラの発生が確認されました。その後、ベトナム、カンボジア、モンゴル、香港でも発生が確認され、感染が拡大している状況にあります。

本病は、豚やいのししが感染し、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死性の高い伝染病です。本病に有効なワクチンや治療法はなく、我が国の家畜伝染病予防法において、「家畜伝染病」に指定されています。また、我が国では、本病の侵入を防止するため、水際検疫を強化しており、海外から旅客が不正に持ち込んだ豚肉製品の一部から本ウイルスの遺伝子が検出されています(5月30日現在、40例(内、新千歳空港6例))。

さらに、中国から持ち込まれた豚肉製品2件から生きたウイルスも検出されました。本病の国内への侵入リスクは非常に高まっており、より一層の警戒が必要です。



◆これらの疾病の侵入を防ぐため、次を徹底しましょう◆

- 生肉を含む(又は含む可能性のある)食品循環資源を給与する場合は適切に加熱(70℃30分以上又は80℃3分以上)
- 豚舎専用の衣服・長靴の着用
- 入退場時の人・車両消毒の徹底
- 飼養豚の看視の強化と早期発見・通報(特定症状:NEW!)
- 畜舎内への野生動物の侵入防止の徹底

◆豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について◆

本病の早期発見のため、豚の所有者や獣医師が直ちに家畜保健衛生所へ通報の必要な症状(特定症状)が定められました。次の特定症状がみられた場合、直ちに家畜保健衛生所へ通報をお願いします。通報があった場合、家畜保健衛生所が立入検査を行います。通報から検査の陰性が確認されるまでは、本病のまん延防止のため、豚の移動等の自粛をお願いします。

【特定症状】

- ・耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある
 - ・同一畜房内(又は畜舎)において、次の①～⑦のいずれかの症状を示す豚が、概ね1週間程度の期間に増加している
- ① 発熱(40℃以上)、元気消失、食欲減退
 - ② 便秘、下痢
 - ③ 結膜炎(目やに)
 - ④ 歩行困難、後肢麻痺、けいれん
 - ⑤ 削瘦、被毛粗剛、発育不良
 - ⑥ 流死産等の異常産の発生

⑦ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

・同一畜房内(又は畜舎)において、複数の豚が突然死亡することが、概ね1週間程度の期間に増加している。

・血液検査で、複数の豚に白血球数の減少(1万個未満/ μ L)又は好中球の核の左方移動が確認される。

◆指針改正について◆

平成30年10月31日、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成25年6月26日農林水産大臣公表)が一部改正されました。

詳しい情報については下記の農林水産省ホームページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>

平成31年度 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査日程

○関係者の皆様、検査の円滑な運営にご協力をよろしく申し上げます。

検査名	市町村	実施予定	予定戸数(戸)	予定頭数(頭)
乳用牛のヨ一ネ病検査	鹿追町	4月～9月	56	7,139 (一部実施済)
	大樹町	4月	29	2,684(実施済)
	更別村	7月	20	1,445
	陸別町	10月	15	1,674
	本別町	10月	34	2,197
	浦幌町	10月～11月	23	1,851
	士幌町	10月～11月	25	2,990
	足寄町	12月	27	1,842
	幕別町(忠類地区)	令和2年1月	27	2,833
	8町1村	合計	256	24,655
肉用牛のヨ一ネ病検査	鹿追町	5月～9月	3	116
	士幌町	5月	7	320
	芽室町	6月	2	70
	音更町	11月～12月	32	1,764
	4町	合計	44	2,270
種雄牛のヨ一ネ病検査	帯広市	4月～5月	3	112(一部実施済)
	音更町	5月	3	43(一部実施済)
	士幌町	5月	4	7
	上士幌町	6月	1	7
	新得町	5月	1	5(実施済)
	清水町	4月～5月	2	161(一部実施済)
	芽室町	6月	2	3
	幕別町	6月	3	3
	池田町	4月	3	3(実施済)
	本別町	10月	1	10

種雄牛のヨーネ病検査 (つづき)	足寄町	6月	1	7
	浦幌町	6月	2	2
	1市11町	合計	26	363
家きんサルモネラ感染症 検査	清水町	4月～8月	1	114(一部実施済)
	新得町	6月～10月	2	285
	2町	合計	3	399
蜜蜂の腐蛆病検査	管内全域	8月	26戸	2,200

平成 31 年度春の防疫演習について

○「平成 31 年度 十勝管内家畜伝染病防疫演習」を開催しました

4月 25 日、ホクレン十勝地区家畜市場で管内の関係機関、獣医師、警察等の計 57 名が出席し、防疫演習を行いました。制限区域での防疫作業である消毒ポイントの運営を実習し、班毎に、車両の誘導や運転手への説明、車両・靴底の消毒を行いました。

誘導や消毒の仕方が分かって良かったという声の一方で、係間の連携や説明時の Q & A の作成、渋滞対策も必要などの意見がありました。演習内容を精査し、今後も継続していきます。

○市町村別の防疫演習について

今年度も市町村単位での演習を実施しますので、希望される場合は当所又は振興局農務課までご連絡ください。希望が多数の場合には、調整させていただく場合があります。

また、地域に向けて当方から演習を提案する場合がありますので、積極的な参加をお願いします。



運転手への説明



車両消毒

定期報告書について

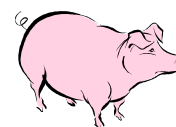
家畜の飼養者は、毎年、2月1日現在の家畜の飼養状況等について、知事に報告することが定められています(家畜伝染病予防法第 12 条の4)。

- 牛、馬、めん羊、山羊、豚などの飼養者：毎年4月 15 日まで
- 鶏、あひる、うずら、きじなどの飼養者：毎年6月 15 日まで

本書は農場の衛生管理の徹底や、悪性伝染病などの初動防疫のために重要な報告であり、未提出の場合は罰則の対象となります。

また、各種(ヨーネ病、BSE、BVD-MD及び牛白血病等)の補助金助成事業においても法令遵守が条件となっています。

ご理解をいただき、期日までに提出いただくようお願いします。



食肉中の注射針残留事故について

平成30年度、管内のと畜場で食肉中への注射針残留事故が発生しました。万が一、残留注射針が流通した場合には、食肉の安全を脅かすとともに、食肉への信頼を大きく損なうことになります。

食肉中への注射針残留を防止するため、獣医師は、次のことを徹底してください！！

- 1 注射部位を限定する。
- 2 注射するときは確実に保定するとともに、曲がった注射針の使用を避けるなど、注射針の破損防止を徹底する。
- 3 使用した注射針の数を確認する。
- 4 家畜の体内に注射針が残留した場合には、速やかに確実に除去する。
- 5 破損注射針を除去できない家畜は、注射部位にマークをつけ、出荷時まで識別しておく。また、個体番号と注射部位の記録を保管する。
- 6 出荷する際には、出荷先に注射針が残留していることを必ず伝える。

病性鑑定依頼にあたっての注意事項について-検査材料の採取・送付方法-

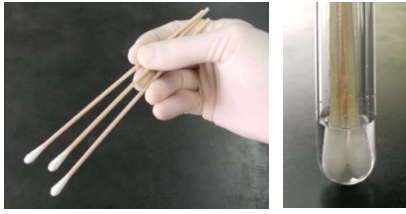
○病性鑑定材料を送付する前に・・・

呼吸器病や下痢症をはじめとする疾病原因の特定には、発生状況や症状の拡がりなどが重要となります。発症個体の個体識別番号、品種、性別、生年月日等を依頼簿に記載し、詳細な発生経過、カルテの写し、血液検査データ、ワクチン接種歴、初妊又は経産の別を必ず添付してください。

また、検査には症状に応じた検査材料(下痢の検査では下痢便、呼吸器病検査では鼻汁)が必要ですので、採材し忘れないようにご注意ください。なお、検査材料は、冷蔵で送付してください。

搬入前に頭数等の連絡を頂けると受付がスムーズです。

1 目的別

	搬入材料	採材道具	採材量及び頭数	採材方法・注意点
呼吸器 病原因	鼻汁 血清 全血	綿棒 採血管(プレイン) 採血管(EDTA)	○綿棒は1頭につき3本採材 (ウイルス、細菌、マイコプラズマ用)  ○集団発生の場合は複数頭	○鼻鏡・鼻腔をアルコール綿花で拭き、なるべく鼻の奥から採材 ○綿棒が乾燥しないよう綿球が浸る程度の滅菌生理食塩水等を入れる ○採材後は速やかに冷蔵 ○採材時期は治療前の発症初期が望ましい ○EDTA 血は採血後速やかによく転倒混和し凝固を防ぐ ○抗体検査用の後血清は約3週間後に採材
下痢 原因	糞便 血清 全血	直検手袋 採血管(プレイン) 採血管(EDTA)	○親指大以上(量は多めに) ○集団発生の場合は複数頭	○新鮮な材料が望ましい ○採材時期は治療前の発症初期が望ましい

	搬入材料	採材道具	採材量及び頭数	採材方法・注意点
流産原因	胎子 胎盤 母牛血清		○胎子は必ず必要 ○集団発生の場合は複数頭	○胎子・胎盤はなるべく新鮮なものが望ましい
疾病原因 (病理組織学的検査)	臓器		○病変部を 3cm×3cm×3cm 大に切り取る(大きい場合、3cm 間隔で割を入れる)	○採材後速やかに十分量の 10%ホルマリンに浸漬する ○送付時はホルマリンが漏れないよう包装してください

2 疾病別

	搬入材料	採材道具	採材量及び頭数	注意点
牛ウイルス性下痢・粘膜病 (BVD・MD)	血清 全血 バルク乳	採血管(フレン) 採血管(EDTA) 密閉できる清潔な容器	3mL 以上 10mL 以上	○新鮮なもの ○6ヵ月齢未満の場合は、血清と併せて EDTA 血も必ず送付する
牛白血病 *発症疑い	血清 全血	採血管(フレン) 採血管(EDTA)	1mL 以上	○新鮮なもの ○採材当日に搬入できない場合は塗抹標本を送付してください

3 健康検査(移動のための検査など)

- 牛:登録書の写し(名号、性別、生年月日、個体識別番号が記載されているもの)を添付してください
- 馬:登録書の写し(名号、性別、生年月日、毛色、特徴が記載されているもの)を添付してください
- 採材年月日、採材した獣医師名、証明書の必要の有無、結果の送付先を依頼簿に記載してください

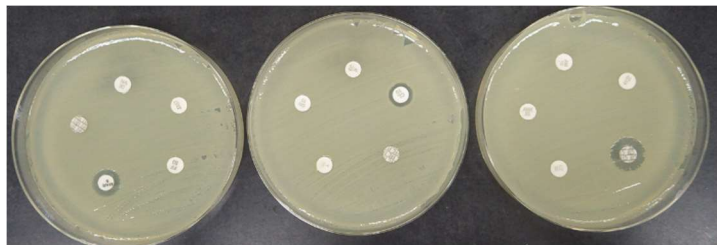
	搬入材料	採材道具	採材量及び頭数	注意点
ヨーネ病	血清	採血管(フレン)	1mL 以上	○採材時の月齢が6ヵ月以上であることを、必ず確認してください
ブルセラ病	血清	採血管(フレン)	1mL 以上	
牛白血病	血清 全血	採血管(フレン) 採血管(EDTA 血)	1mL 以上	○遺伝子検査の場合は EDTA 血が必要 ○EDTA 血は採血後速やかによく転倒混和し凝固を防ぐ

薬剤耐性菌の検出状況について

当所で病性鑑定を実施した牛由来の病原細菌の薬剤耐性について調査を実施しました

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kaho/gyouseki.htm>)。牛の呼吸器病の原因となるマンヘミアやパストツレラでは、アミノグリコシド系薬剤の耐性率が高い一方で、肺炎症状で使用頻度の高いフロルフェニコールの耐性率が低く維持されていることがわかりました。下痢を呈する牛の糞便から分離された大腸菌については、複数系統の抗菌剤に耐性を示す多剤耐性菌が多く存在し、臨床現場で経口薬として使用されるこ

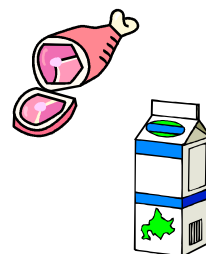
とのあるゲンタマイシンの耐性率は約 50%でした。獣医療上、様々な疾病で最終選択薬となり得るニューキノロン系薬剤の耐性株についても、上記の細菌のみならずマイコプラズマにおいても散見されたため、今後も耐性率の推移については注視していく必要があることがわかりました。抗菌剤の乱用は耐性菌のまん延を招く可能性があるため、適切な抗菌剤使用指針として、当所では今後も疾病の原因検索及び薬剤感受性試験の実施をしていきます。



写真：下痢症由来多剤耐性大腸菌の薬剤感受性試験の1例
※多くの薬剤のディスクに阻止円がない又は円の直径が非常に小さく、耐性を示す。

抗菌性物質等の残留事故について

平成 30 年度、管内では、生乳で 15 件、畜肉で 3 件の発生があり、残念ながら前年度(生乳 14 件、畜肉 2 件)より多い結果となりました。すでに今年度も生乳で 1 件発生しています。生乳の残留事故で最も多い原因は、識別(マーキング)の見落とし(約 53%)です。畜肉の事故の原因は、生産者が投薬した薬剤について出荷禁止期間のある製剤であることを認識しないまま出荷したことで発生しています。生乳の残留事故は、1 生産者のミスだけではなく、地域の生産者や関係機関へも影響することを意識して、発生させないように心掛けましょう。



平成 30 年度ほ育・育成農場の飼養衛生管理研修会報告

乳用牛のほ育・育成の受託農場等を対象とした『平成 30 年度ほ育・育成農場の飼養衛生管理研修会』が平成 31 年 1 月 29 日に十勝総合振興局 3 階講堂にて開催され、飼養者、畜産関係者など約 80 名が参加しました。本研修会は、ほ育・育成農場の課題を共有し、さらなる技術向上を図ろうと十勝総合振興局主催で 3 回目の開催となりました。

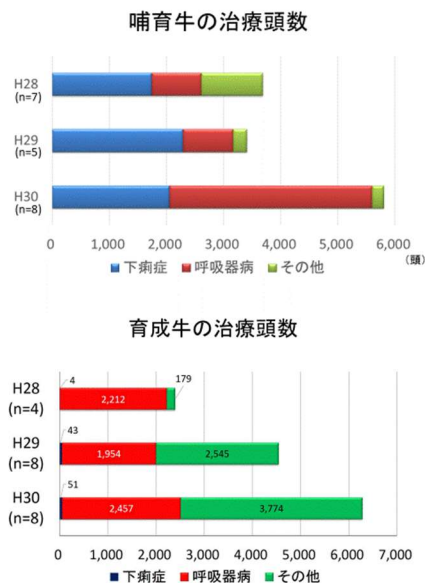
農場から任意で回答いただいた平成 28 年から 30 年の疾病発生状況に関する調査結果から、哺育期から育成期まで呼吸器病、哺育期は加えて下痢症が共通の課題とわかりました。また、呼吸器病、下痢の発生時期は農場毎に異なるものの、個々の農場でみると季節性が見られる農場もありました。

また、管内の受託施設から、哺育舎の寒冷対策や衛生対策、哺乳器具の消毒方法、畜舎の換気方法などの取組状況を情報提供いただきました。自分の農場の特徴を知り、他農場の取組情報を知る機会になったのではないかと思います。

調査にご協力いただきました農場、関係機関のみなさま、ありがとうございました。

BSE 検査対象牛の変更について

すでに、飼養者の皆様には市町村を通して、獣医師の皆様には獣医師会を通してお知らせをしていますが、平成 31 年 4 月 1 日から死亡牛の BSE 検査対象月齢が変更されています。また、対象月齢以外でも検査対象となる死亡牛がありますので、ご注意願います。



96 か月齢以上の死亡牛はすべて、48～95 か月齢以上の死亡牛は起立不能牛、BSEが疑われる特定症状牛は全月齢が検査対象となります。

ここでいう起立不能牛とは、脳炎などの神経症状・神経麻痺、ミネラル不足等によると思われるものを対象とします。

具体的には・・・

- ① 低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンー症候群、各種神経麻痺 と診断された牛
- ② ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎（外傷性を除く）、神経症で、次の特定症状の可能性が低い牛

特定症状牛とは・・・

- ③ ②の疾病で治療に反応せず、進行性の中樞神経症状を示した牛
- ④ BSEを疑う症状（興奮、過敏、後駆麻痺などの進行性の変化）を示していた牛

飼養者の皆様は該当する症状があった場合は、獣医師にその旨を伝えてください。

診断される獣医師の皆様は判断に迷った際は、BSE検査室にお問い合わせください。また、指示書に病名がないものがまれにありますので、必ず記載をお願いします。



（平成31年3月31日まで）

	0か月齢	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛			検査対象
起立不能牛			
特定症状牛			

（平成31年4月1日から）

	0か月齢	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛			検査対象
起立不能牛			
特定症状牛			

変更箇所

着任挨拶

・東部 BSE 検査室長 大山 和幸(おおやま かずゆき)



4月1日付けで、留萌家畜保健衛生所から異動してきました。十勝は8年ぶり4度目の勤務となります。帯広市で生まれ育ちましたが、広大な十勝平野、大雪山系の山並みを見ると、あらためて十勝に戻ってきたことを実感します。年を取り、昔お世話になった仕事の関係者も少なくなりましたが、会えることを楽しみにしています。普段は東部BSE 検査室で執務していますので、なかなか顔を合わす機会も少ないと思いますが、十勝の畜産業振興に少しでも貢献できるよう努力して参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

・主査(危機管理) 小林 亜由美(こばやし あゆみ)



後志から異動で参りました小林と申します。十勝勤務は初めてで、農場戸数の多さ、規模の大きさに圧倒されています。早く管内のことを覚え、お役に立てるようになりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

・専門員 後藤 潤(ごとう じゅん)



西部BSE検査室に4月から勤務となりました後藤です。平成29年4月から平成31年3月までの2年間、東部BSE検査室に勤務し定年退職し、4月から西部BSE検査室に異動しました。新勤務地では不慣れですが、初心に戻り誠心誠意努力する所存ですのでよろしくお願い致します。



・専門員 加藤 千絵子(かとう ちえこ)

4月に渡島家保(函館市)から転勤してまいりました加藤です。帯広での勤務は初めてですが、魅力的で活気のあるこの土地に来られたことを大変うれしく思っています。少しでも地元のお役に立てるよう精進して参りますので、よろしくお願いします。



・獣医師 松澤 滋(まつざわ しげる)

4月より十勝家畜保健衛生所に勤務することになりました松澤滋と申します。私は帯広畜産大学出身で、十勝は大好きな土地です。勤務地としては初めてですので、情報収集と自己研鑽に努め、早く皆様のお役に立てるよう精進いたします。宜しくお願いいたします。

令和元年度 十勝家畜保健衛生所 組織体制

- ★ 所長 奥村利盛
- ★ 次長 千葉裕代

東部 BSE 検査室 室長 大山 和幸

西部 BSE 検査室 室長 中岡 祐司
専門員 後藤 潤

指導課 指導課長 藪内 雪香
主査(薬事・安全) 岸 昌生
専門員 加藤 千絵子

予防課 予防課長 梅澤 直孝
主査(危機管理) 小林 亜由美
指導専門員 鈴木 哲也
専門員 吉田 聡子
専門員 日比 浩之
専門員 原田 健弘
専門員 川嶋 千晶
獣医師 中藪 将友
獣医師 大西 賢治
獣医師 松澤 滋

病性鑑定課 病性鑑定課長 宮根 和弘
主査(病鑑) 手塚 聡
指導専門員 田子 穰
指導専門員 宮本 真智子
専門員 谷口 有紀子
専門員 川内 京子
専門員 山本 敦子
獣医師 豊田 彩乃

連絡先

北海道十勝家畜保健衛生所 〒089-1182
帯広市川西町基線 59 番地6
TEL:0155-59-2021 FAX:0155-59-2571
【夜間・休日】 TEL:0155-26-9005 (十勝総合振興局)

東部 BSE 検査室
〒089-1372 中札内村元札内東 2 線 51 番地4
TEL:0155-63-6338 FAX:0155-63-6339

西部 BSE 検査室
〒081-0035 新得町字上佐幌西3線49
TEL:0156-64-0050 FAX:0156-64-0051